

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 27日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住 所 静岡県富士宮市大中里200番地

氏 名 富士フイルム株式会社 材料生産本部 富士宮事業場  
富士宮事業場長 土田 秀世

電話番号 0544-26-7175



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フイルム株式会社 材料生産本部 富士宮事業場
事業場の所在地	〒418-8666 静岡県富士宮市大中里200番地
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	製造業（化学工業、パルプ・紙・紙加工製造業）
② 事業の規模	52,423百万円（昨年度製造品出荷額）
③ 従業員数	1,109人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和3年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	排出量	別紙3のとおり	—
	(これまでに実施した取組) 工程の歩留まり向上により排出量を抑制する。 委託先処理業者の現地確認を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	排出量	別紙3のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) 上記施策を継続実施する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別産業廃棄物の種類：p h 2. 0以下の廃酸、p h 12. 5以上の廃アルカリ、燃えやすい廃油、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん・石綿(基準値を超える有害物質を含む)、感染性廃棄物、廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 取組：従業員教育、巡視等を実施している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記施策を継続実施する。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	—	—
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	—	—
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	—
	全処理委託量	別紙4のとおり	—
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4のとおり	—
	再生利用業者への処理委託量	別紙4のとおり	—
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙4のとおり	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4のとおり	—
(これまでに実施した取組) 工程の歩留まり向上 委託先処理業者の現地確認を実施			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙4のとおり	—
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙4のとおり	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙4のとおり	—
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙4のとおり	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙4のとおり	—
(今後実施する予定の取組) 上記施策を継続実施する			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和3年度)実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	76.39 t	
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト加入済の収集運搬業者及び処理業者と契約済及び収集運搬・処理を 依頼実施			
※事務処理欄			

(第6面)

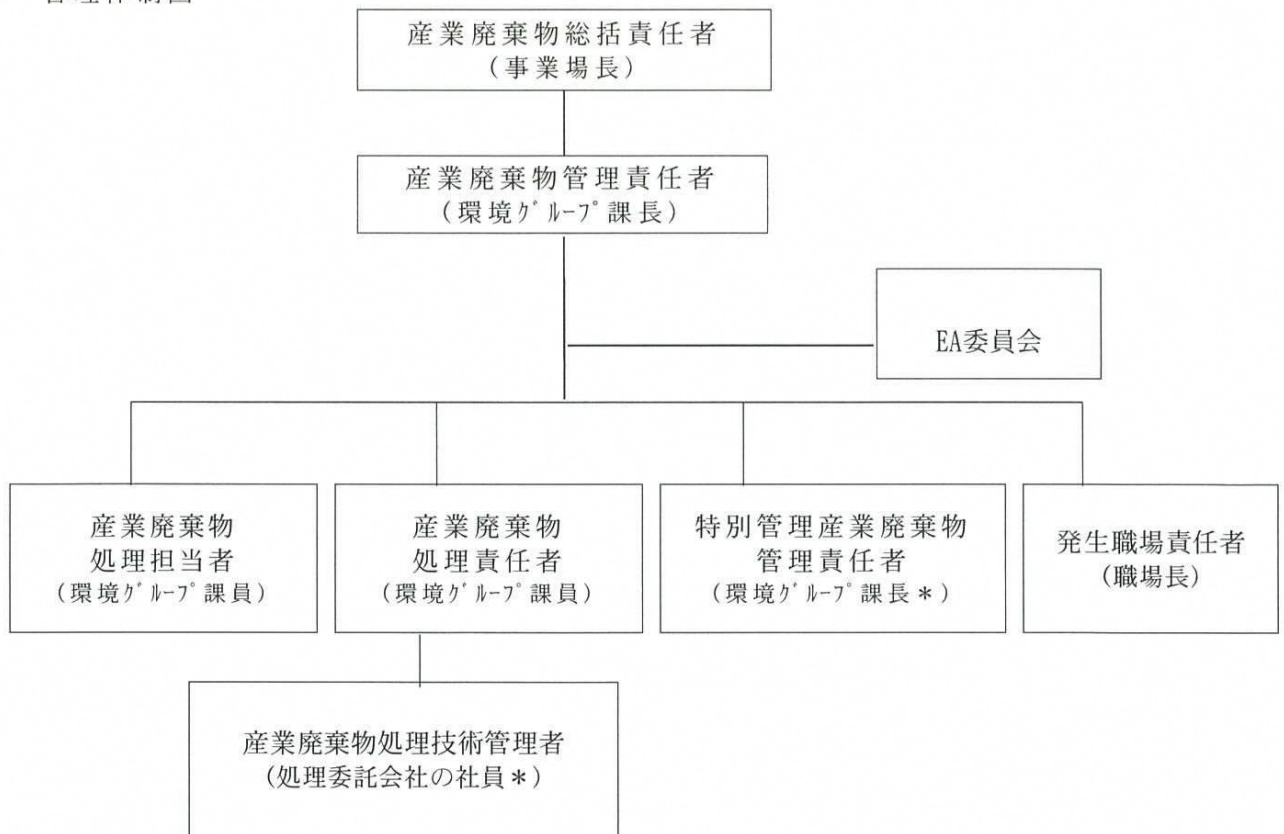
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1  
特別管理産業廃棄物の処理委託工程

(主要原材料)	(工程・施設)	(廃棄物)	(処理)	(最終処分)
1.廃油 各種薬品	製造、研究・開発施設	燃えやすい廃油	焼却・混合エマルジョン(委託)	路盤材 セメント原料 再生燃料
2.廃酸 各種薬品	製造、研究・開発施設	pH2.0以下の廃酸	中和・焼却(委託)	路盤材 セメント原料
3.廃アルカリ 各種薬品	製造、研究・開発施設	pH12.5以上の廃アルカリ	中和・焼却(委託)	路盤材 セメント原料
4.特定有害産業廃棄物 各種薬品	製造、研究・開発施設	汚泥(基準値を超える有害物質を含む)	溶解・還元・中和・ろ過、凝集沈殿(委託)	路盤材 セメント原料
各種薬品	製造、研究・開発施設	廃油(基準値を超える有害物質を含む)	焼却(委託)	路盤材 セメント原料
各種薬品	製造、研究・開発施設	廃酸(基準値を超える有害物質を含む)	溶解・還元・中和・ろ過、凝集沈殿(委託)	路盤材 セメント原料
各種薬品	製造、研究・開発施設	ばいじん(基準値を超える有害物質を含む)	焼却・溶融(委託)	路盤材 セメント原料
各種薬品	製造、研究・開発施設	石綿(基準値を超える有害物質を含む)	高温加熱溶融(委託)	充填材 セメント原料
5.感染性廃棄物	富士フイルム株式会社 富士宮健康管理室「診療所」	感染性廃棄物	焼却(委託)	金属原料 路盤材 セメント原料
6.廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	製造、研究・開発施設	廃PCB等・廃PCB汚染物・処理物	焼却・洗浄(委託)	金属、ガラス原料 埋立

別紙2  
管理体制図



\*法で定める資格が必要

各役割の責務

産業廃棄物総括責任者：産業廃棄物の適正処理を統括管理する。

産業廃棄物管理責任者：産業廃棄物の「法」並びに「法令等」に規定する職務を実施する。

産業廃棄物処理担当者：産業廃棄物の処理状況の把握と記録を管理する。  
処理委託会社の選定、契約、発注、処理経費の報告を行う。

産業廃棄物処理責任者：産業廃棄物処理施設を維持・管理する。  
運転操作員を指揮・監督する。  
産業廃棄物処理計画を作成する。  
行政への報告を行う。

産業廃棄物処理技術管理者：産業廃棄物処理施設の維持・管理を行う。  
産業廃棄物の日常処理、処理の記録の作成と保管を行う。

特別管理産業廃棄物管理責任者：特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、処理計画を作成する。  
特別管理産業廃棄物の適正処理を行う。

発生職場責任者：職場の産業廃棄物発生量を抑制、減量化する。  
職場の産業廃棄物の再生利用を推進する。  
職場の産業廃棄物を適正管理する。

EA委員会：産業廃棄物排出計画を決定する。



## 別紙3

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(単位:t)

	pH2.0以下の 廃酸	pH12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油	汚泥 (基準値を超える 有害物質を含む)	廃酸 (基準値を超える 有害物質を含む)	廃アルカリ (基準値を超える 有害物質を含む)	廃油 (基準値を超える 有害物質を含む)	ばいじん (基準値を超える 有害物質を含む)	石綿 (基準値を超える 有害物質を含む)	感染性 廃棄物	廃PCB等・PCB汚染 物・PCB処理物	計
前年度(R3年度)実績	0.995	0.012	73.11	0.00	0.181	0.001	0.00	0.54	1.54	0.01	2.23	78.62
R4年度計画	0.91	0.01	66.97	0.00	0.17	0.001	0.00	0.49	1.41	0.01	5.75	75.73

## 別紙4

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項(単位:t)

		pH2.0以下の 廃酸	pH12.5以上の 廃アルカリ	燃えやすい 廃油	汚泥 (基準値を超える 有害物質を含む)	廃酸 (基準値を超える 有害物質を含む)	廃アルカリ (基準値を超える 有害物質を含む)	廃油 (基準値を超える 有害物質を含む)	ばいじん (基準値を超える 有害物質を含む)	石綿 (基準値を超える 有害物質を含む)	感染性 廃棄物	廃PCB等・PCB汚染 物・PCB処理物	計
前年度実績 (R3年度)	全処理委託量	0.995	0.012	73.11	0.00	0.181	0.001	0.001	0.54	1.54	0.01	2.23	78.62
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.995	0.012	73.11	0.00	0.181	0.001	0.001	0.00	0.00	0.00	2.23	76.53
	再生利用者への 処理委託量	0.995	0.012	66.37	0.00	0.181	0.001	0.001	0.54	1.54	0.01	0.00	69.65
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	5.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.13
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行なう業者への 処理委託量	0.00	0.00	1.61	0.00	0.00	0.00	0.000	0.54	0.000	0.01	0.00	2.16
R4年度 計画	全処理委託量	0.91	0.01	66.97	0.00	0.17	0.00	0.001	0.49	1.41	0.01	5.75	75.73
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.91	0.01	66.97	0.00	0.17	0.00	0.001	0.00	0.00	0.00	0.00	68.06
	再生利用者への 処理委託量	0.91	0.01	60.79	0.00	0.17	0.00	0.001	0.49	1.41	0.01	0.00	63.80
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00	0.00	4.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.70
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行なう業者への 処理委託量	0.00	0.00	1.47	0.00	0.00	0.00	0.00	0.49	0.00	0.01	0.00	1.98